

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

北海道科学大学

基準項目 5－3について

①改善を要する点の内容

私立学校法第42条第1項及び寄附行為第21条によりあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならることと定められている寄附金の募集及び事業に関する中期的な計画に係る事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞くことなく理事会で決定している点は改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

北海道科学大学

基準項目 6－3について

①改善を要する点の内容

管理運営の円滑化と相互チェックに関して、私立学校法第42条に抵触する事案が同一年度に複数あり、管理運営業務の実施方法や体制について、内部質保証の機能性が十分とはいえないため改善が必要である

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。